

令和7年度第1回清川村介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会・議事録

日 時 令和7年8月26日（火）

午後2時～午後3時40分

場 所 清川村保健福祉センター

やまびこ館1階健康学習室

事務局：開会あいさつ、出席人数確認（委員9名出席、1名欠席）、資料確認

新委員紹介・事務局職員紹介、会長及び副会長選任

会 長：会長あいさつ

会 長：それでは議事に入ります。議題（1）令和6年度清川村介護保険事業特別会計決算見込み等についてを議題といたします。まずは事務局から説明をお願いいたします。

事務局：資料No.1について説明。

会 長：委員の皆様、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

会 長：今の説明によると、認定率が、近隣の他市町村に比べて低いというところがいいことかと思ったら、それは介護認定申請が重度化してからの、割合が多いからではないかということが指摘されました。それは、その申請が遅くなる理由として考えられることは何であるか、それが村の介護保険を運営することにとってはいいことなのか悪いことなのかどう判断するのか。

事務局：なぜ、重症化してからの申請になるかというところですが、一点目としては、包括支援センターの職員が75歳以上訪問等をしている中での近隣の方、また診療所の先生などから介護認定が必要である住民の方の情報提供を頂く場合があります。実際お話を聞くと、困り感がなくまだ大丈夫ですとおっしゃられることも多いです。実際は、介護認定が必要である状況でも、なかなか申請まで至らないケースもあります。今回の新規の申請理由で骨折が多かったように転倒して、入院し、介護認定申請が必要になり軽度な介護度ではなく要介護3以上の認定となるケースが令和6年度は多くありました。

事務局：二つ目の質問ですが、認定率は低いですが実際1人当たりの費用額は県内で7番目に高く、給付費が毎年上がっていくような状況になります。利用人数は大きく変わらない状況で、認定率も横ばいですが、費用が上がり給付費の支出が多くなります。国や県等の負担割合は法定で決まっておりますので、それ以上に係る負担は保険料での負担となります。このような状況が続くと保険料を少し上乗せしないと給付費が負担できない状況が予測され今後の大きな影響となっていく可能性があります。

委員：一点だけ今のことに関連してなんですが、確か高齢の高齢化率の最大の上昇の時期が 2026 年か 2027 年くらいだったと思いますが、その後のことを考えると減っていくのかというふうにも思えますが、見込みはどうですか。

事務局：いわゆる 2025 年問題というのがあります。2025 年が団塊の世代の方が 75 歳を迎え高齢者の人口が増える見込みです。そこがピークになった後は、全国的に高齢者の人口は下がっていく傾向になるという見込みです。

委員：わかりました。

委員：私の方からよろしいでしょうか。30 ページですが、県内市町村の中、村は認定率が低い。つまり、最終的に 33 ページに分析内容を見た結果の通りだろうと思いますが、介護度が高くなっているからそれだけ費用がかかるということだということですね。結果、アの月額保険料が非常に高くなって県内 5 位です。だけど認定率は 33 位ですね。要するに重度化してから、介護の認定を受けているからだということ。2 ページに平成 29 年以降から要介護 2～4 が増えて、介護費用も上がっていると思うのです。ですから、これから 10 期計画で保険料の費用を計算すると思いますが、いかにしてこれを下げるかが大事だと思います。また、介護認定を受ける原因というのが、一番は認知症です。村でも何年にもわたって認知症がトップです。だから、認知症をいかに防ぐかということが問題だろうと、大体正常な体の状態から認知症になるまで大体 20 年から 30 年が変わってなるという点です。その間の生活習慣が、認知症というものにどう効いてくるかっていうこと。それで、軽度認知症、MCI って言っていますが、この時点で、何かしらの対応が取れば給付費も少なくなるのではないかと私は思っています。これからのその経費を節減するような方向に持っていくかということが最も大事だろうと思います。これから先どういうふうな取り組みを考えてくか、来年度以降のどうするかっていうことをご検討いただければいいと思います。

会長：はい、ありがとうございます。介護保険制度自体の運営というよりも今後の老人福祉政策全般も含めてのご要望だというご意見だというふうに理解いたしました。

事務局：ご意見ありがとうございます。給付費が高くなる分どうしてもその介護保険料のところを引き上げなければいけないというやむを得ない状況もあって、8 期から 9 期になった段階で、その金額を指定させていただいています。介護保険制度自体が国の方で決めた制度の中で補助割合とかが一切付加ができないような仕組みであり、国県、村の負担割合でやっておりますので、保険料のところを少し上げていかないと、介護保険事業自体が運営できないというような状況がやってくるのではないかとこのところは、村だけではなく他の市町村も同じかなと思っております。先ほど委員がおっしゃられた通り、軽度な MCI の段階で施策ができれば給付費が抑えられ、給付費が抑えられれば、必然的に保険料の方に反映していくのではないかと思います。

会 長：最後に全体としてもう一度ご意見を伺いたいと思いますので議題（１）に関しては了承したということで先に進んでよろしいでしょうか。議題１に関しては了承いたします。次に議題（２）令和６年度清川村地域包括支援センター活動状況についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：資料 No. 2 について説明。

会 長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

委 員：４ページですが。認知機能向上教室について、４つのアンケートとった結果、あまり効果がないという点、また、「動作」を見ると、変化なしや動きにくくなった方が 80% になって、「体力」も変化なしと落ちた方が 83% います。
この事業を実施している理学療法士の方がどのようにこれを説明したのか教えて頂きたい。

事務局：アンケートの結果については包括支援センターの方から理学療法士の先生には伝えております。65 歳以上の対象の方の運動教室などで本当に良くなっていくっていう方は、数少ないかもしれませんが。ただ、変化なしとなっている方は、見方により現状を維持できているとも読み取れることができます。横ばいもどうかというところもあるかもしれませんが、先生との話し合いの結果、対処の方法とか毎回変えておりまして、少し筋トレを多くするとか、ストレッチ中心のところから筋トレを多くするとか、少し動きやすく移動できるような対応を入れ込むなど先生の方で変化をつけています。

会 長：よろしいですか。

委 員：わかりました。次に、５ページの包括的支援事業(1)総合相談支援事業ですが、認知症に関することが 21 件ありましたが、９ページの(10)清川村認知症総合支援事業の認知症初期集中相談件数がゼロになっている。この内容をお聞きしたい。

事務局：皆さんお手元にあります清川村認知症安心ガイドブックをお開きください。８ページに認知症初期集中支援チームの内容を載せています。対象となる方は、継続的な医療サービス介護サービスを利用していない方とございます。今までに認知症ことで相談はありましたが、医療サービスや介護サービスを利用していない方はおりませんでした。包括支援センターで解決できることの相談内容が、昨年度も多く、それ以外の事例等々が出てきた場合、初期集中支援チームで対応するため、今のところは 0 件という結果です。

委 員：わかりました。次に 7 ページの 75 歳以上高齢者訪問事業について、例えば、令和 6 年度だと 129 名の訪問対象者がいるんだけど 53 名のみの訪問とあるが、訪問基準があるのか。

事務局：75 歳以上高齢者訪問事業は、数字だけ見ると 129 名に對しまして 53 名というところですが、包括支援センター職員 2 人で他の業務と一緒に事業として行っています。限られた範囲、人数にはなっているのですが、そのような状況での数字とご理解いただきたいと思います。

事務局：75 歳以上高齢者訪問事業に關しましては、保健師が健康状態不明者を対象にリストを作っています。介護医療のサービスを全く受けてない方が 10 人程度村にはいるんですが、その方に関しては昨年度、全員包括支援センターが訪問して状況を確認しており、ある程度対象は絞った訪問もしています。対象者とのアポイントメントを取りながらにはなるのですが、アポイントが取れない方については、資料を自宅のポストに投函しています。そこを含めると、数字は増えるかと思います。

会 長：今後とも努力して頂くということでよろしいですね。他にご意見ご質問等、ないようでしたら議題 2 についても了承とします。

会 長：次に議題(3)清川村高齢者保険計画、第 10 期介護保険事業計画についてを議題とします。

事務局：資料 3、高齢者保健福祉計画第 10 期介護保険事業計画について、今年度アンケート調査を実施いたします。調査は一般高齢者総合事業対象者、要支援認定者を対象に、国の定める介護予防日常生活圏域ニーズ調査と在宅の要支援要介護認定者を対象に、国の定める在宅介護実態調査の他に村独自の調査項目を実施する予定です。村独自調査は、調査項目が多いと回答者に負担がかかり、わかりにくい点が出てきてしまいますので、前回同様に満足度調査はなくし、必要最低限の内容で進めていきます。調査項目がまとまりましたら委員の皆様にご意見をいただきます。

会 長：ただいま事務局から説明がありましたご意見ご質問等ありますか。なければ、議題 3 についても了承といたします。議題(4)その他ですが、委員の皆さんから何かありますか。なければ、事務局から何かありますか。

事務局：第 2 回は令和 8 年の 2 月に開催をしたいと考えております。

会 長：以上で議事進行を終了します。ありがとうございました。

以上